

【企業の障害者法定雇用率が引き上げられます!!】

いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。
 社会保険労務士の秋山直文です。



さて、障害者の雇用の促進等に関する法律によって、**企業は法定雇用率以上の障害者を雇用しなければならないということが義務付けられています。**
 今年4月以降、この法定雇用率が順次引き上げられますので、簡単ですが制度や背景と合わせてご案内いたします。

民間企業に義務付けられている障害者の法定雇用率については、現在2.0%ですが、**4月には2.2%（45.5人以上の企業で1人雇用）、2021年3月末までには2.3%にまで引き上げられる計画です。**

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

(厚労省パンフより)

これまで、**障害者の雇用の促進等に関する法律**（以下、障害者雇用促進法）に基づき、事業主は一定数以上の障害者を雇用しなければならないということが義務付けられていました。

また、この法定雇用率に基づき雇用義務が課せられる障害者は、これまで身体障害者または知的障害者のみでした（精神障害者については、雇用した場合は雇用している障害者の数に入れることができるだけ）。

しかし、2013（平成25）年の障害者雇用促進法改正により、**今年4月からこの法定雇用率の対象となる対象障害者に、身体障害者と知的障害者に加え精神障害者も含めることとなりました**（精神障害者保健福祉手帳を持っている方です）。これにより、障害者とされる方の全体数が多くなるため、障害者法定雇用率の引き上げにつながり、障害者の雇用が増えることとなります。

【法定雇用率の算定式】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

追加 ←

実際は、激変緩和措置で、2018年4月1日～2023年3月31日までは、身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率と身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率との間で政令で定める率、となっています。

ただ残念なことに、この法定雇用率を達成している企業は、全体の半数程度（2016年6月時点で48.8%）にとどまっており、多くの企業が未達成となっています。

この法定雇用率が未達成であり、常時雇用労働者が100人超の会社は、障害者雇用納付金制度に基づき、**法定の雇用者数に不足する障害者1人につき月50,000円の障害者雇用納付金を納付しなければならないこととされています。**（200人以下の企業は、減免措置で1人40,000円：2020年3月まで）

反対に、法定雇用率を達成しており、常時雇用労働者数が100人超の会社は、**障害者雇用調整金として、法定雇用者数超過1人につき月27,000円が支給されます。**

（ほかに、常時雇用労働者数100人以下の事業主で、各月雇用障害者数の年度間合計数が一定数を超えている場合は、**障害者雇用報奨金として、超過の人数に21,000円を乗じて得た額が支給されます。**）

今後、法定雇用率の引き上げや、人手不足等の影響から、障害者雇用をより積極的に行っていく企業も増えると予想されます。

また、障害者の方々の働きたいという思いに応えて行くことが、これからの企業には必要だと思います。
 （社会保険労務士／秋山直文）